

# 専用水道の手引き

## 【問い合わせ先】

藤岡市役所 市民環境部 環境課  
(市役所本庁舎 1 F)

郵便番号: 〒375-8601

住所: 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電話: 0274-22-1211 (内線 2262・2263)

F A X: 0274-24-9268

メール: [kankyo@city.fujioka.gunma.jp](mailto:kankyo@city.fujioka.gunma.jp)

平成 27 年 3 月作成

## 目 次

I. はじめに	P1～2
II. 専用水道とは	P2～6
III. 専用水道設置に係る手続き	P7～9
IV. 専用水道の維持・管理	P10～17
V. 汚染事故等の緊急時の措置	P18
VI. 市の事務	P18
資料 藤岡市水道法施行細則	P19

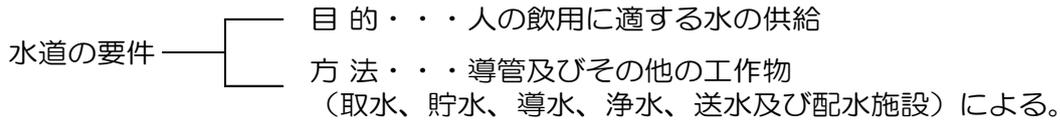
# I. はじめに

はじめに「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられますが、次のように様々な種類があります。

用語の定義（法第3条）

## 1. 水道（第1項）

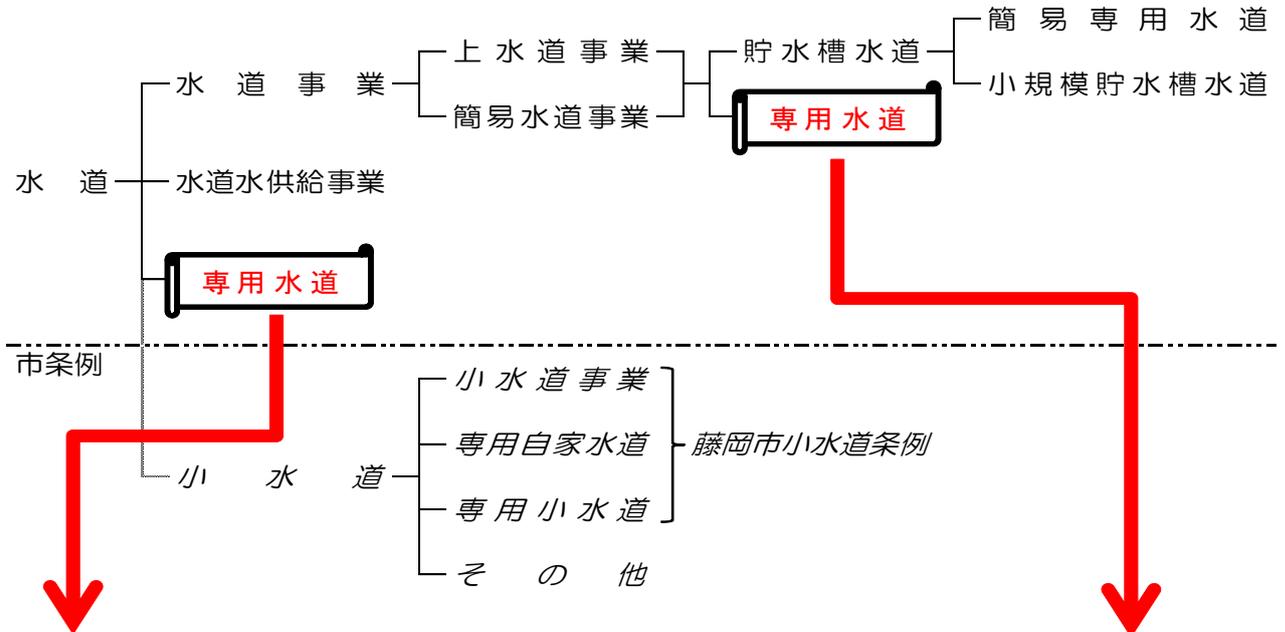
水道法における水道とは、次の要件を満たす施設の総体をいい、工事に係る仮給水や災害時の応急給水など、臨時に施設されたものは除外されます。



## 2. 水道の種類（第2項～第7項）

水道法等で水道の種類は次のように分類されています。

水道法



水道の中で、一定の要件に該当する寄宿舍、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道は「専用水道」として市営と同様、法的に種々の規制を受け、安全な水を安定的に供給しなければなりません。



そこで、専用水道を設置している方、及びこれから設置しようとする方は、この手引きを参考とし、諸手続きや維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いします。

### 3. 専用水道の確認申請等（法第32条他）

藤岡市内で専用水道の布設工事（新設・増設・改造）をしようとする場合は、水道法の規定により、布設工事着手前に、設計について市長の確認を受けなければならないとされております。確認を受けずに布設工事に着手した場合には、罰則が適用されることがあります。

#### ●導入決定の前に（重要）

専用水道には、施設管理における人員配置や水質検査等について、上水道や簡易水道等の水道事業と同等の維持管理が義務付けられており、相応の人員配置・経費支出が必要です。特に、水道事業の給水区域内にあって現に給水を受けている等受水が可能であるにもかかわらず、水道に係る経費削減を主目的に導入を計画する場合にあっては、水道が多くの人々の生活に利用され高い安全性を求められることから、法律に定める維持管理義務を十分に理解した上で導入を検討すべきであり、導入後になって、資金的・人的に管理が困難であることを理由にその管理をおろそかにしてしまうことがあってはなりません。

このため、水道事業（多くの場合公営）の給水区域外であるか、又は給水区域内ではあるが給水開始が何年も先であり、配水管の布設を待ってられないような場合にはじめて、自己水源による水道を検討することが適切であると考えられます。

## II. 専用水道とは

専用水道とは、水道法により次のとおり定義されています。

### 水道法（抜粋）

（定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2～5（略）

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

### 水道法施行令（抜粋）

（専用水道の基準）

第1条 水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル

二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

### 水道法施行規則（抜粋）

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的）

第1条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

## 1. 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するものに該当する場合

《居住に必要な水》

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、浴用、洗濯、手洗い、洗顔その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。「居住」とは、継続的に約3カ月以上滞在するものをいいます。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なします。普通、病院や旅館は短期間の入院・宿泊を目的とするので、「居住に必要な水」と見なされません。

《百人を超える者》

専用水道は、「100人を超える者」に、その居住に必要な水を供給する規模のものでなければなりません。専用水道の100人とは、「実際に給水する人数が100人」ということであり、その専用水道により実際に居住に必要な水の供給を受ける人数が主眼となっています。専用水道において、「100人を超える者」とは、居住者の出生、死亡、同居者の増減、移動等によって実際的人数は日々差異があることから、特別の事情がないかぎり、次の様に考えます。

### (1) 新設

当初設計の場合においては、定員制のあるものには定員数により、普通家庭を対象とするものは客観性のある統計等による平均世帯員数を基礎として算定するなど、客観的に算出した場合における「100人を超える者」という意味とします。

### (2) 既設

新設以外の場合は、常時何人に給水しているかを実際に調査して常時100人を超える者にその居住に必要な水を供給している場合には、その超えるに至った時点から、その水道は専用水道になります。また、常時100人以下（一日最大給水量が20立方メートル以下の場合に限る。）となったときは、そのときから専用水道ではなくなります。「100人を超える者に居住に必要な水を供給」していれば、その水道施設の全部が水道法にいう専用水道となります。例えば、工場の水道でその供給する水の大部分が工業用に使用されているが、その一部の水が100人を超える寄宿舎に給水されているような場合においては、その工業用給水の施設をも含めて水道の全施設が専用水道としての規制を受けます。水道施設は有機的に関連する施設の総体であり、そのいずれの部分における汚染も直ちに他の部分に影響を及ぼすものだからです。もっとも、寄宿舎用の給水の部分を他の部分から完全に切り離れた構造として、別個の水道として条件を備えているのであれば、その場合は寄宿舎の部分だけが独立の専用水道となります。

## 2. その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるものに該当する場合

《一日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える水道施設》

新規専用水道における一日最大給水量算定の考え方は、次によります。

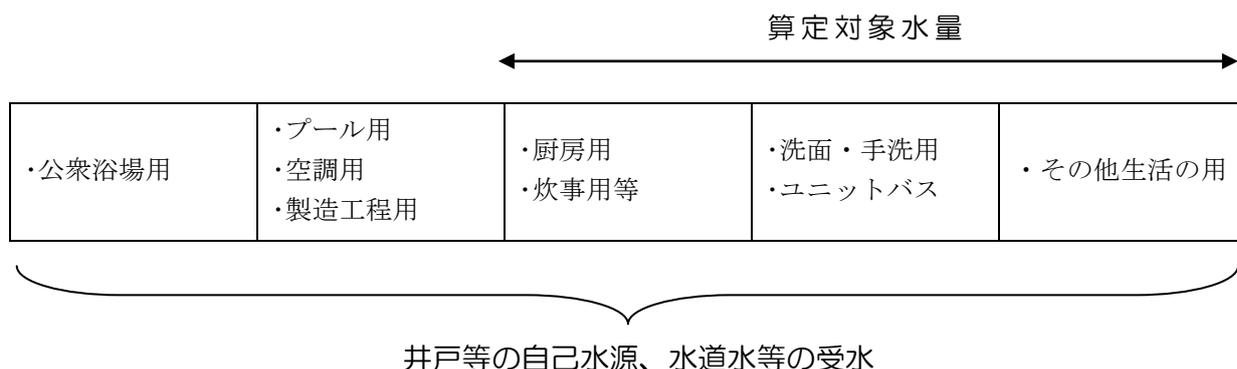
- (1) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の必要水量を一日最大給水量とします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。
- (2) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の算定水量が存在しない場合、実績使用者数、一

日平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定することで一日最大給水量を算出します。この場合、実績使用者数、一日平均使用時間等が不明な場合は、設置者が適切に設定したものにより算出することとします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。

(3) また、(2)により算定が困難な場合等には、自己水源取水量、水道水受水量等から算定した水量を一日最大給水量とします。取水量（給水量）の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるものとします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。

(4) 一日最大給水量を設置者が算出する場合は、実測等によるほか、次の資料を参考としてください。

- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準・同要領
- ・ 空気調和・衛生工学便覧 4. 給排水衛生設備設計編
- ・ 日本工業規格「建築物の用途別によるし(尿)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)等



人の生活の用に供する水量に限定したことから、施設設計・敷設のあり方により、営農用など人の生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合においては、これを除外減算して適用しても支障ないものとします。なお、水道施設において、一日最大給水量が20m<sup>3</sup>以下でも、居住者人員が101人以上であれば専用水道となります。

### 3. 除外規定

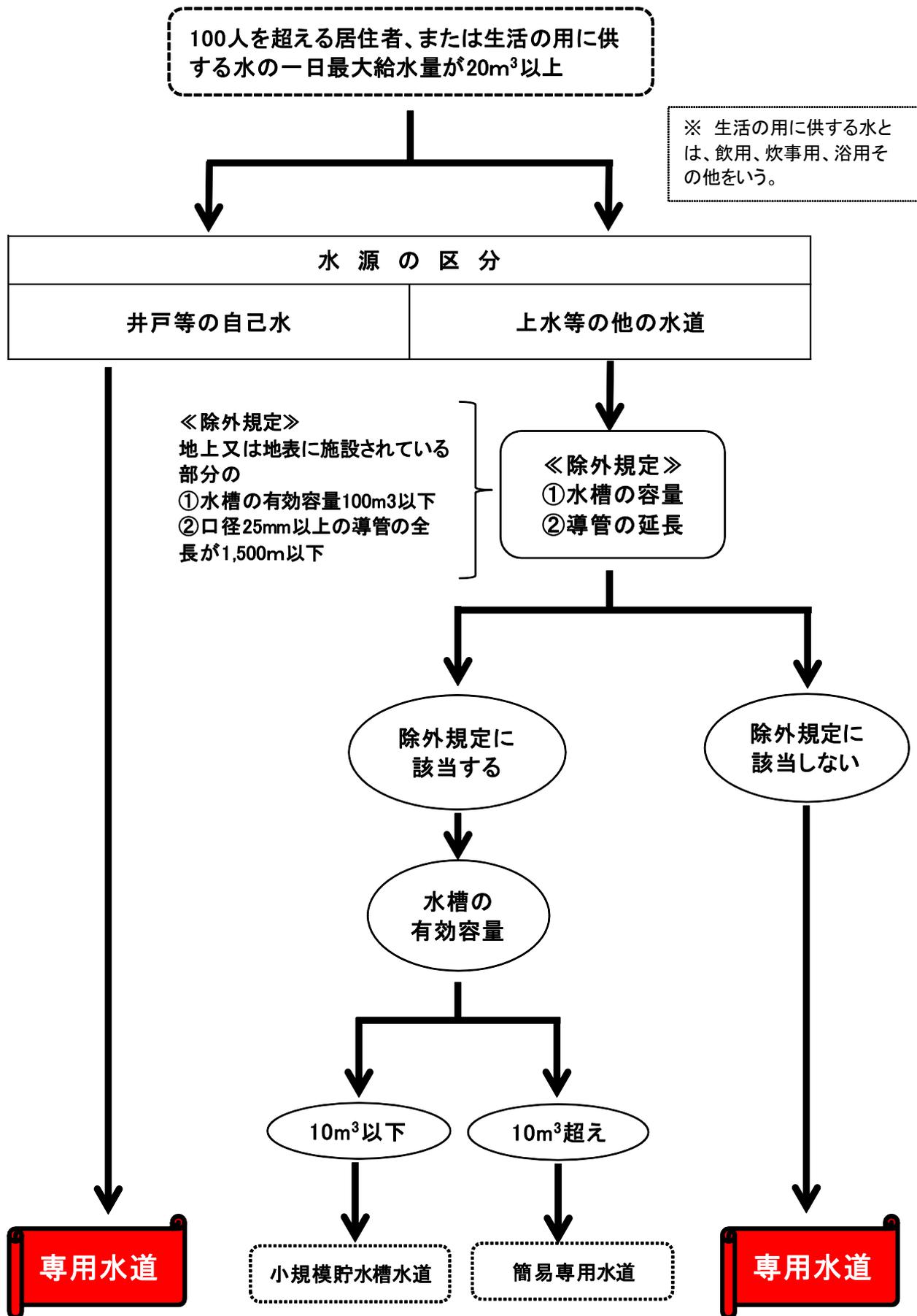
水道法第3条第6項の「ただし書きの規定」は専用水道の除外規定で水道法施行令第1条においてその基準を定めており、他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする水道は、新たな汚染のおそれが少ない場合は、専用水道の適用を除外しようとする基準です。

なお、専用水道の適用除外施設については、簡易専用水道の適用を受けることとなります。したがって、専用水道とみられる場合であっても、

- ア. 他の水道から供給を受ける水のみを水源とすること。
- イ. 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であること。
- ウ. 水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>以下であること。

上記の3つの条件をすべて満たしていれば、専用水道の適用から除外されることとなります。

4. 専用水道の区分方法



## 5. 専用水道に該当する施設の例示

自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかの場合に該当する場合、その水道施設は専用水道となります。

### (1) 共同住宅、社宅、療養所等で、居住している人口が100人を超える場合

#### ①受水型施設（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする施設）

受水型施設は、さらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。次のいずれかに該当しない場合は専用水道にはあたりません。

#### ア. 水槽の有効容量が100m<sup>3</sup>を超える場合（6面点検可能な施設は除く）

いわゆる地下式受水槽に代表されるような6面点検不可能な受水槽であって、有効容量が100m<sup>3</sup>を超える施設です。

**（例）共同住宅で、150m<sup>3</sup>の地下式受水槽をもつ施設**

#### イ. 導管の全長が1,500mを超える場合

ここでいう導管の全長とは、**地中又は地表（地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く）に敷設されている口径25ミリメートル以上の導管で、受水槽から各棟までのすべての長さを加えたもの**です。受水槽以前の給水装置及び建物内の縦管は含みません。

**（例）大規模な団地で、受水槽以降の口径25メートル以上の導管の全長が2,000m**

#### ②自己水源型施設（井水等を利用する施設）

**（例）150人居住している共同住宅で、井水等を使用する施設**

### (2) 建物の用途は問わず、生活の用に供する一日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える場合

#### ①受水型施設（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする施設）

受水型施設はさらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。次のいずれかに該当しない場合は専用水道にはあたりません。

#### ア. 水槽の有効容量が100m<sup>3</sup>を超える場合（6面点検可能な施設は除く）

いわゆる地下式受水槽に代表されるような**6面点検不可能な受水槽であって、有効容量が100m<sup>3</sup>を超える施設**です。

**（例）デパートで、飲用、手洗い等で使用している水の一最大給水量が20m<sup>3</sup>を超え、200m<sup>3</sup>の地下式受水槽をもつ施設**

#### イ. 導管の全長が1,500mを超える場合

**（例）大規模な工場で、従業員の飲用、手洗い等で使用している水の一最大給水量が20m<sup>3</sup>を超え、口径25mm以上の導管の全長が2,000mを超える施設**

#### ②自己水源型施設（井水等を利用する施設）

**（例）学校で井水を使用しており、飲用、手洗い等で使用している水の一最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える施設**

### Ⅲ. 専用水道の設置等に係る手続き

#### 1. 布設工事（新設、増設、改造）をする場合

専用水道の設置（予定）者は、少なくとも工事に着手する30日前までに、様式第1号「専用水道布設工事確認申請書」に添付書類を添えて市に申請してください。申請受理日から30日以内に、法第5条の規定による施設基準に適合するか否か等を書面で通知しますので、適合している場合はその通知を受けてから工事に着手してください。

なお、増設又は改造の工事とは、次に掲げる工事を言います。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

※ 申請書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、様式第2号「専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届」に関係書類を添えて市へ提出してください。

#### 2. 給水を開始する場合

専用水道の設置者は、当該工事が完了した時は、給水を開始する前に、様式第6号「専用水道給水開始前届」に関係書類を添えて市に提出してください。

#### 3. 水道技術管理者を設置又は変更する場合

専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置したとき、または、変更したときは様式7号「水道技術管理者設置（変更）届」に関係書類を添えて市に提出してください。

#### 4. 水道の管理に関する技術上の業務を委託又は失効した場合

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の業者等に委託したときは、速やかに、様式第8号「専用水道管理業務委託開始届」に関係書類を添えて市へ提出してください。また、当該委託契約が失効したときは、速やかに、様式第9号「専用水道管理業務委託契約失効届」を市に提出してください。

※ 業務の委託先は、水道事業者、水道用水供給事業者、あるいは委託業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者でなければなりません。

#### 5. 専用水道を廃止した場合

専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときには速やかに、様式第10号「専用水道廃止届」を市に提出してください。なお、申請等については、8ページの表1「専用水道の設置に係る必要な手続きについて」も参考にしてください。

表1 専用水道の設置に係る必要な手続きについて

手続き	申請・届出及び注意点等
計画の作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●できれば検討段階で、市に御相談ください。</li> <li>●<u>水道事業の給水区域内にあって自己水源による専用水道を検討する場合は、上水道からの受水による給水を第一に検討</u>してください。</li> <li>●施設の完成時に行う完成検査から水道技術管理者による管理が必要になるので、人員配置・組織、また、定期・臨時の水質検査や健康診断等に要する経費等を踏まえて、設置について判断することが必要です。</li> </ul>
水源の決定 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質基準に関する省令（H15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準」という。）に定める全項目（消毒副生成物に係るものを除く。）検査の実施（原則として、申請から過去1年以内のもので、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んでいること。）</li> <li>●水源の水量の調査が必要です。</li> <li>●湧水・表流水等に係る水利権等の要否、地下水揚水の制限等の有無や取水可能量等の調査が必要です。</li> </ul>
設計 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水源の水量・水質及び需要水量等から総合的に施設能力を判断してください。</li> </ul>
確認の申請 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市に「確認申請書（様式第1号）」に必要書類を添付のうえ提出（1部）してください。</li> <li>※詳細についてはP9の表2「確認申請書添付書類一覧」を確認してください。</li> </ul>
確認 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請から確認までの標準事務処理期間は30日（修正等に要する日数を含まず。）</li> </ul>
着工 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確認を受けないで着工すると、百万円以下の罰金に処せられることがあります（水道法第54条）。</li> </ul>
完成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道技術管理者が施設検査（竣工検査）を実施。</li> <li>●試運転と同時に浄水の水質基準全項目の検査を実施。</li> </ul>
給水開始届の提出 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「給水開始届（様式第3号）」を市に提出（1部）してください。（添付書類）施設検査結果、全項目水質検査結果</li> </ul>
使用開始 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水開始</li> </ul>
維持管理・保守 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>毎事業年度の開始前に、「水質検査計画」を作成してください。</u></li> <li>●<u>定期の水質検査を実施してください。</u></li> <li>●<u>施設従事者等の健康診断を実施してください。</u></li> <li>●第三者に管理を委託する場合は、「業務委託開始届（様式第8号）」を市に提出（1部）してください。</li> </ul>
増設・改造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画する段階で、市に御相談ください。改めて「確認申請」が必要となる場合があります。</li> </ul>
※施設を廃止した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専用水道を廃止した場合、「廃止届（様式第10号）」を市に提出（1部）してください。</li> </ul>
※申請書の記載事項に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の変更があった場合、「記載事項変更届（様式第2号）」（1部）を市に提出してください。</li> <li>●申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）を変更した場合</li> <li>●水道事務所の所在地を変更した場合</li> </ul>
※水道技術管理者を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道技術管理者を変更した場合は「水道技術管理者設置（変更）届（様式第7号）」を市に提出（1部）してください。</li> </ul>

**表2 確認申請書添付書類一覧**

添付書類		
法定要件等の事項	根拠	留意事項
確認申請書	法第33条第1項	藤岡市水道法施行細則第2条第1項（様式第1号）
工事設計書	法第33条第4項	
一日最大給水量	同条同項第1号	○水道施設の計画規模等を定めるものであり、算定方法が合理的に設定されているか。 ○設計上の算定水量
一日平均給水量		○負荷率（1日平均給水量／1日最大給水量）は適正か。
水源の種別	同条同項第2号	○水源ごとに、河川水（自流水）、湖沼水（自流水）、ダム水（放流水を含む）、地下水（浅井戸、深井戸、伏流水）、湧水、浄水受水などの別が記載されているか。
取水地点		○水源ごとに記載されているか。 ○正確に地番まで記載されているか。 ○地下水、伏流水の場合、採水位置（採水層の深さ）が記載されているか。
水源の水量の概算	同条同項第3号	○取水の確実な水源の水量を説明しているか。（1年以内） ○表流水等の流水占用の許可（河川法23条）に係るものにあつては、当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合は、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能な最大量と計画水量との関係が示されているか。
水質試験の結果		○水源ごとに全項目検査等（消毒副生成物を除く。）を実施し、1年以内の検査のものか。 ○水質が最も低下する時期の検査結果があるか。 ○水質検査は、厚生労働大臣に登録した者が実施しているか。（平成16年3月30日までは大臣の「指定」による。）
水道施設の概要	同条同項第4号	○水道施設全体について概括的に記述されているか。
水道施設の位置（標高及び水位を含む。）規模及び構造	同条同項第5号	○「水道施設の概要」に記載のものと矛盾はないか。 ○設置場所、標高、水位（変動する場合にあつては高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、形式等）が記載されているか。
浄水方法	同条同項第6号	○浄水処理方法が明示され、浄水処理工程ごとに主要な諸元（薬品注入量、滞留時間等）が記載されているか。 ○原水の水質検査結果に充分対応できる処理方法であるか。（基準値以内であっても、基準値に近接した検査結果の場合は基準値超過を前提とした設計が望ましい。）
工事着手予定年月日 工事完了予定年月日	同条同項第7号	
その他厚生労働省令で定める事項	同条同項第8号	○主要な水理計算（水源から配水管の末端に至るまでの水位、水圧、水量等に関する計算）の結果及び計算方法の概要が記載されているか。 ○主要な構造計算（水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度等の計算）の結果及び計算方法の概要が記載されているか。
厚生労働省令で定める書類及び図面	施行規則第53条	
水の供給を受ける者の数を記載した書類	同条第1号	
水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	同条第2号	
水道施設の位置を明らかにする地図	同条第3号	○取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、ポンプ場等の主要施設の配置が明示されているか。
水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	同条第4号	○家畜や人の糞尿の処理施設等があれば記載されているか。
主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	同条第5号	○取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 ○主要な水道施設の水位高低図 ○主要構造物の一般図 ○主要構造物詳細図
導水管渠、導水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	同条第6号	
その他		
特殊な浄水処理を行う場合は、浄水データ等		
水道技術管理者の設置計画		○選任予定者の氏名（所属）等が、具体的に記載されているか。
消防水利の合議書等（任意）		○特に地区水道にあつては、できるだけ協議することが望ましいです。

## IV. 専用水道の維持・管理

専用水道設置者は、前述の手続き以外に、法令の定めるところにより、次のことを行わなければなりません。

1. 水道技術管理者の設置（法第34条第1項において準用する法第19条第1項）
2. 定期・臨時の水質検査（法第34条第1項において準用する法第20条）
3. 定期・臨時の水質検査記録の保存（法第34条第1項において準用する法第20条第2項）
4. 定期・臨時の健康診断（法第34条第1項において準用する法第21条第1項）
5. 定期・臨時の健康診断記録の保存（法第34条第1項において準用する法第21条第2項）
6. 消毒等の衛生上の措置（法第34条第1項において準用する法第22条）
7. 給水の緊急停止・周知（法第34条第1項において準用する法第23条）
8. 水質検査計画の策定（法施行規則第54条において準用する法施行規則第15条第6項・第7項）

### 1. 水道技術管理者

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければなりません。

#### (1) 水道技術管理者の事務（法第19条第2項）

水道技術管理者の業務内容は次のとおりで、これらの仕事に従事する他の職員を監督する責任も負うことになります。

- ①水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ②給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条第1項）
- ③給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- ④定期・臨時の水質検査（法第20条第1項）
- ⑤専用水道業務従事者の定期・臨時の健康診断（法第21条第1項）
- ⑥消毒等の衛生上の措置（法第22条）
- ⑦給水の緊急停止（法第23条第1項）
- ⑧給水停止命令による給水停止（法第37条）

#### (2) 水道技術管理者の資格要件

水道技術管理者の資格は、技術管理者として必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験との総合判断により定められています。具体的には11ページの表3「水道技術管理者の資格要件」のとおりです。

※一日最大給水量が1,000m<sup>3</sup>以下の専用水道で消毒設備以外に浄水施設がなく、かつ、自然流下で給水できるものの場合、水道技術管理者は有資格者でなくても構いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことには変わりはありませんので注意してください。

表3 水道技術管理者の資格要件

- ①法第12条第2項に定める水道の布設工事の監督の資格を有する者  
 ②下記に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者

最終学歴等と水道の技術上の実務経験年数から判断される資格

最終学歴/専攻	土木工学		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学	工学、理学、農学、医学、薬学以外を専攻
	衛生工学、土木工学	衛生工学、水道工学以外を専攻		
新制大学院大学	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	-	-
新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
短期大学、高等専門学校、旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
高等学校、旧中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)

- ③10年以上（5年以上）水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
 ④厚生労働大臣が認定する講習を修了した者  
 ※簡易水道および1日最大給水量1,000m<sup>3</sup>以下の専用水道については（ ）内の年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。  
 ※地方公共団体が設置し、管理する専用水道に置く技術管理者の資格は当該地方公共団体の条例で定める。  
 ※毎年、厚生労働大臣の指定機関（日本水道協会）が「水道技術管理者資格取得講習会」を開催しています。

## 2. 衛生上の措置（法第34条第1項において準用する法第22条）

専用水道の設置者（水道技術管理者）は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講じなければなりません。衛生上の措置は次のとおりです。

- (1) 取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池、ポンプ井等の施設は、常に清掃等を行って清潔にし、水の汚染防止を充分に行ってください。
- (2) (1)の施設には、柵を設け、施錠設備をする等のほか、汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札・立札・掲示等をし、人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じてください。
- (3) (1)の施設構内においては、便所・廃棄物集積所・汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしてください。また、し尿を用いる耕作・園芸や、家畜・家禽の放し飼等はしないでください。
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持するように塩素消毒をしてください。ただし、次のような場合には、遊離残留塩素を0.2mg/l（結合残留塩素の場合は1.5mg/l）以上保持してください。
  - ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
  - ・全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。
  - ・洪水又は濁水等により原水の水質が著しく悪化したとき。
  - ・浄水施設の故障・誤操作等により、浄水過程に異常があったとき。
  - ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
  - ・その他特に必要があると認められるとき。

### 3. 施設の管理

専用水道の設置者(水道技術管理者)が行う施設の点検・検査の機会は、次のとおりです。

- (1) 工事前に、使用する給水装置の構造及び材質が基準（法第16条）に適合しているかどうかの検査
- (2) 施設完成時の給水開始前に、設計どおり施工されているかどうかの施設検査（水質検査も併せて実施）
- (3) 日常・定期に、水道施設が施設基準（法第5条）に適合するよう維持されているかどうかの検査
- (4) 点検の結果、不備が発見された場合は、設置者は速やかに改善措置を講じなければなりません。

### 4. 水質検査計画の策定及び定期・臨時の水質検査

専用水道により供給される水は、水質基準（法第4条・水質基準に関する省令）に適合しなければなりません。そのため、専用水道の設置者は、定期及び臨時に、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して、水質検査を行ってください。検査項目及び頻度は、毎事業年度の開始前に策定しなければならない「水質検査計画」の中で定める必要があります。また、水質検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存してください。

なお、水質基準と検査項目については、15ページの表4「水質検査項目」を参照してください。

※水質検査機関の一覧は、厚生労働省水道課のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a02.html>) に掲載されており、定期的に更新されています。

#### (1) 定期の水質検査

##### ①原水について

水源ごとに、水質が最も悪化していると考えられる時期（降雨、降雪、洪水、濁水等）を選定して少なくとも毎年1回は定期的に、全項目から消毒副生成物を除いた項目について実施し、その結果を一定期間保存しておくことが望ましいとされています。

★原水におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査について耐塩素性の病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアについては、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知の別添）」に基づき、当該病原生物による汚染の指標となる細菌（大腸菌（E.coli）及び嫌気性芽胞菌）の検査や、当該病原生物自体の検査を定期的に行うことが望ましいとされています。

##### ②浄水について

##### 採水場所

末端の給水栓での採水を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

※ 原則として、給水系統ごとに1地点以上選定してください。ただし、1つの給水系統において検査を行うことにより、他の給水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除きます。また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されないことがないようにしてください。

※ 検査する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要です。

#### ア. 毎日検査

3項目（色、濁り、残留塩素）について、1日1回以上行ってください。色及び濁りについては、目視による検査でもかまいません。残留塩素については、遊離残留塩素0.1mg / l（結合残留塩素の場合は0.4mg / l）以上保持されていることを確認してください。ただし、前述「2. 衛生上の措置(4)」内に記載している場合においては、遊離残留塩素0.2mg / l（結合残留塩素の場合は1.5mg / l）以上保持されていることを確認してください。

#### イ. 概ね1か月に1回、3か月に1回の頻度で行う定期検査

概ね1か月に1回行う検査と、概ね3か月に1回行う検査があります。これらの検査は、過去の検査結果や原水等の状況などにより、検査回数を減らしたり、あるいは省略したりすることが出来ます。詳しくは、16ページの表5「水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否」および17ページの表6「水質検査の頻度減・省略の判断フロー」を参照してください。

なお、省略した検査項目については、概ね3年に1回は検査を実施し、水質に変化がないことを確認する必要がありますので、概ね3年に1回、全項目検査を実施することが望ましいとされています。

#### (2) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。なお、全項目検査が原則となりますが、省略可能項目のうち、行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その項目については省略する事が出来ます。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

#### (3) 水質検査に関する記録の保存

各水質検査の結果について、水質検査を行った日から起算して5年間保存してください。

#### (4) 水質検査の計画の策定

専用水道の設置者は、水源やその周辺の状況等を勘案して、どのように水質検査を実施するかについての「水質検査計画」を毎事業年度の開始前に策定しなければなりません。

なお、水質検査計画に記載しなければならない事項は次のとおりです。

##### ①水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

…原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目

等の水質管理上の留意すべき事項

- ②定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由  
…水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所・検査の回数に関する事項
- ③定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由  
…水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目に関する事項
- ④臨時の検査に関する事項  
…臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項
- ⑤水質検査を委託する場合における当該委託の内容  
…委託先の検査機関の名称・所在地・連絡先、委託する項目など
- ⑥その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項  
…水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項など

#### (5) 健康診断

専用水道の設置者は、供給する水が、感染症を引き起こす菌に汚染されるのを防ぐため、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければなりません。

また、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存してください。

##### ①定期の健康診断（概ね6か月ごと）

###### ○健康診断の項目

病原体が便中に排泄される感染症について、その保菌者を調べます。通常は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としますが、必要に応じて、コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等についても対象としてください。

##### ②臨時の健康診断

健康診断対象者が、前述の「健康診断の項目」に掲げた菌の保菌者であることが明らかになった場合や、当該施設の地域で当該感染症が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に実施してください。

#### (6) 給水の緊急停止・周知

専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じてください。また、市に連絡してその指導に従い、汚染原因の調査や必要な改善措置等を行ってください。

表4 水質検査項目（平成15年5月30日厚生労働省令101号）

番号	項目	基準値
1	一般細菌	100 個/mL以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下
38	塩化物イオン	200 mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下
40	蒸発残留物	500 mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
45	フェノール類	0.005 mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下
47	pH値	5.8~8.6
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

注) 検査法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が認める方法(H15.7.22厚生労働省告示第261号)

表5 水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
	色、濁り及び消毒の残留効果	不 可	毎 日	不 可	不 可
1	一般細菌	不 可	毎月1回以上	不 可	不 可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 <sup>注1)</sup>	3ヶ月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不 可			注4のとおり
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 <sup>注1)</sup>			注3のとおり
8	六価クロム化合物	不 可			注4のとおり
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可 <sup>注1)</sup>			不 可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不 可		不 可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 <sup>注1)</sup>		注2のとおり	
12	フッ素及びその化合物				注3のとおり
13	ホウ素及びその化合物				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不 可		不 可	不 可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				注3の通り(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
27	総トリハロメタン				不 可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物			注2のとおり	注4のとおり
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 <sup>注1)</sup>			注3のとおり
37	マンガン及びその化合物	不 可			
38	塩化物イオン		毎月1回以上	注7のとおり	不 可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 <sup>注1)</sup>		注2のとおり	注3のとおり
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
42	ジェオスミン	不 可	毎月1回以上 <sup>注5)</sup>	不 可	注6のとおり
43	2-メチルイソボルネオール				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 <sup>注1)</sup>	3ヶ月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
45	フェノール類				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不 可	毎月1回以上 <sup>注5)</sup>	注7のとおり	不 可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1) 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間

における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間に  
 における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることが  
 できる。

注3) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその  
 周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

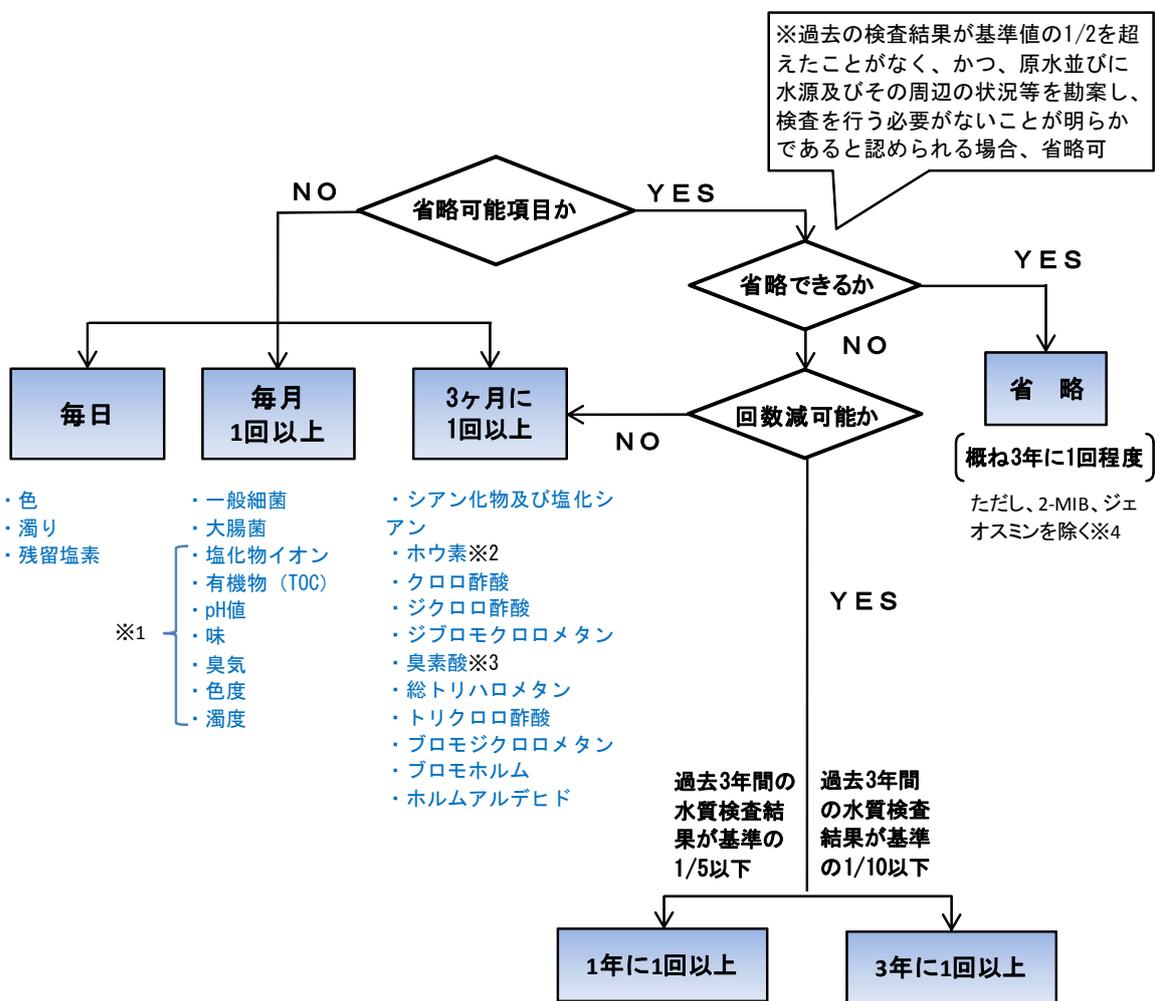
注4) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその  
 周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認めら  
 れる場合、省略可。

注5) 左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を  
 除く。

注6) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその  
 周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。）を勘案  
 し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注7) 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。

表6 水質検査の頻度減・省略の判断フロー



## V. 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに市へ連絡するなど必要な措置を講じてください。

また、断減水が生じた場合はその旨を市へ報告するとともに、水道事業者へ相談するなど、飲料水を確保するよう努めてください。

汚染原因を調査のうえ、必要な措置をとり、給水再開については、市の指導に従ってください。

## VI. 市の事務

市（環境課）が行う事務については次のとおりです。

### 1. 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

### 2. 立入検査・改善指導（法第39条）

必要に応じ、市職員が現地に立入り、帳簿、水質、施設等の検査をします。

また、検査の結果、水道技術管理者がその職務を怠っていると考えられる場合や、衛生上問題がある場合には、必要な改善措置をとるよう指導します。

### 3. 改善の指示・給水停止命令（法第36条および第37条）

水道技術管理者がその職務を怠り、改善するよう指導したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することがあります。

また、専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要なであると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

さらに、上記勧告または改善指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)の施行に関し、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設基準適合確認の申請等)

第 2 条 法第 33 条第 1 項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書(様式第 1 号)とする。

2 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(様式第 2 号)により行うものとする。

3 法第 33 条第 5 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認した場合  
専用水道布設工事設計確認通知書(様式第 3 号)

(2) 専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合  
専用水道布設工事設計不適合通知書(様式第 4 号)

(3) 専用水道の布設工事の設計が申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合  
専用水道布設工事設計確認不能通知書(様式第 5 号)

(専用水道の給水開始前の届出)

第 3 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始前届(様式第 6 号)により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第 4 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者設置(変更)届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(業務委託開始等の届出)

第 5 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項前段の規定による業務を委託したときの届出は専用水道業務委託開始届(様式第 8 号)により、同項の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道業務委託契約失効届(様式第 9 号)により行うものとする。

(専用水道の廃止の届出)

第 6 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**【問い合わせ先】**

藤岡市役所 市民環境部 環境課  
( 市 役 所 本 庁 舎 1 F )

郵便番号: 〒375-8601

住 所 : 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話 : 0274-22-1211 (内線 2262・2263)

F A X : 0274-24-9268

メ ー ル : [kankyo@city.fujioka.gunma.jp](mailto:kankyo@city.fujioka.gunma.jp)